



駐 第 169 号
平成24年1月27日

社団法人大阪府トラック協会
会長 坂本 克己 殿

大阪府警察本部駐車対策課長

和田 嘉朗



貨物の積卸し作業中における配意事項について（連絡）

貴台におかれましては、平素から、警察行政の各般、とりわけ交通事故防止対策に関しまして、格段のご配慮を頂いておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、昨日未明に、幹線道路上で貨物の積卸し作業中の貨物自動車に二輪車が衝突する交通死亡事故が発生いたしました。

昨年は、寒冷期の年初の3ヶ月間で4件の駐車が影響する交通死亡事故が発生しております。

今後、この種交通事故の発生を防止するためにも、貨物の積卸し作業をする際には、別紙記載のとおり安全上の措置を確実に行うなど、各関係ドライバーの皆様方への安全指導を徹底していただきますようご協力をお願いいたします。

以 上

（連絡先 計画係 代表電話06-6943-1234（内線52650））

別紙

- ① 長時間の貨物の積卸しのための駐車は行わない。
- ② 見通しの悪い場所での貨物の積卸し作業は行わない。
- ③ 車幅灯、尾灯、非常点滅表示灯等を点灯させる。
- ④ 後方から進行してくる車両の運転者が見やすい位置に停止表示板などを設置する。

○ 道路交通法第2条第18項

駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

○ 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火）

車両等は、夜間、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

（罰則5万円以下の罰金、違反点1点、反則金大型7千円・普通6千円）

○ 道路交通法施行令第18条第2項（道路にある場合の灯火）

自動車は、法第五十二条第一項前段の規定により、夜間、道路の幅員が五・五メートル以上の道路に停車し、又は駐車しているときは、車両の保安基準に関する規定により設けられる非常点滅表示灯又は尾灯をつけなければならない。

○ 道路交通法施行令第19条（夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）

法第五十二条第一項後段の政令で定める場合は、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が高速自動車国道及び自動車専用道路においては二百メートル、その他の道路においては五十メートル以下であるような暗い場所を通行する場合及び当該場所に停車し、又は駐車している場合とする。